

## 豊中市地産地消推進事業補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、市内の農業者及び農業者団体が学校給食等への地場農産物の出荷及び市民に対する地場農産物の直売を行った場合において、その費用の一部を補助することにより、安全・安心な食の実現を目指す地産地消を推進することを目的とする。

### (豊中市補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金の交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の農業者及び農業者団体とする。

### (補助対象事業及び補助金額)

第4条 補助の対象となる事業の種類及びその内容並びに補助金額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 豊中まつり・農業祭農産物直売会に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、事業終了後速やかに市長に提出しなければならない。

2 地場農産物直売会、学校給食用野菜供給推進事業及び農産物直売所事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、翌年の3月1日から末日までに、市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第3号）を速やかに市長に提出しなければならない。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、都市活力部長が別に定める。

附 則  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成25年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年4月1日に一部改正し、同日から施行する。

別 表

対象事業	内 容	補助金額	添付書類
豊中まつり・農業祭農産物直売会	豊中まつり、農業祭において、地場農産物及びその加工品を市価の3割引で市民に提供したことに対する補助	販売価格の10/7に年度ごとに定める割合を乗じて得た額 上限値30%	豊中市農業経営者協議会研究部会が発行する事業実施証明書(実施日、販売価格)
地場農産物直売会	定期的または臨時的に開催する地場農産物直売会において地場農産物及びその加工品を市民に提供する事業に対する生産奨励金	販売価格に年度ごとに定める割合を乗じて得た額 上限値10%	実施団体が発行する農産物取扱証明書(実施日、個人別取扱金額)
学校給食用野菜供給推進事業	地産地消と食育に寄与することを目的に学校・保育所給食に副食用野菜を供給する事業に対する生産奨励金	JA大阪北部への納入価格に年度ごとに定める割合を乗じて得た額 上限値30%	JA大阪北部が発行する野菜取扱証明書(個人別取扱金額)
農産物直売所事業	月2回以上開催する農産物直売所の運営に係る運営消耗品等に対する補助	1開催につき5,000円以内の額で市長が必要と認めた額 上限額150,000円	実施団体が発行する事業実施報告書